



臨時報告書（株主総会における議決権行使結果  
の報告）に係る記載内容の調査結果について  
（速報値）

総合ディスクロージャー研究所

 宝印刷株式会社

## 臨時報告書（株主総会における議決権行使結果 の報告）に係る記載内容の調査結果について

### I. 調査概要及び調査対象

平成22年3月31日付で「企業内容等の開示に関する内閣府令」が改正され、臨時報告書において株主総会における決議の結果（賛否の票数を含む議決権行使結果）を開示することが義務付けられました。（開示府令第19条第2項第9号の2）

なお、臨時報告書の提出対象会社は、金融商品取引法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券に該当する株券の発行者（金商法24の5④かっこ書き）とされています。

本件第9号の2に係る解説は、当研究所発行のディスクロージャーニュース2010年7月号（平成22年7月16日発行）の「ディスクロージャー実務Q&A」の項をご参照願います。

当研究所では、平成22年3月31日を決算日とする有価証券報告書提出会社が7月16日までに第9号の2に基づいて提出した臨時報告書2,552件のうち、株主提案並びに株主からの動議のあった事案27件について記載内容を調査しました。これは、開示府令の改正に係るパブリックコメントに対する金融庁の回答では、「決議の結果に賛否の票数を開示することで、株主の意思が明確化され、市場を通じた経営陣への牽制効果も期待できる」旨を踏まえたものです。

### II. 株主提案事例

件数	提案の概要			
23件	剰余金処分 10議案	定款変更 57議案	役員解任・選任 17議案	その他 3議案

#### (1) 決議事項の記載状況

（会社提案）第1号議案剰余金処分の件、（株主提案）定款の一部変更の件などのように、号数を連番にしながらも会社提案と株主提案を区分しており、株主総会招集通知と同じ記載です。

なお、定款の一部変更では、変更内容も記載している事例が多く見られました。

#### (2) 決議事項の結果の記載状況

① 議案毎に賛成・反対・棄権の数と、決議結果は可否の別とその割合を、可決要件は議案毎に注記方法で記載されていました。

② 会社法では、計算方法又は分母の捉え方を具体的に規定していませんが、計算式として記載があったのは8件でした。

#### 事例

賛成率（反対率）につきましては、本総会前日までの事前行使分の議決権数及び本総会当日出席の株主全員の議決権数を分母に加算して計算しております。

(3) 議決権の一部を加算しなかった理由の記載状況（主な事例）

① 会社提案の議案は、株主総会当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認ができた議決権の集計により可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したことが確認できたので、それ以上の確認は行わず、本株主総会当日出席した株主のうち、賛成、反対、棄権の確認ができていない議決権は加算していません。

② 会社提案は、前日までの議決権の行使の集計により、可決要件を満たすことが確定したため、賛成、反対及び棄権の議決権数には、本総会当日に出席した株主の議決権数を加算していません。

株主提案は、前日までの議決権の行使の集計により、可決要件を満たさないことが確定したため、賛成、反対及び棄権の議決権数には、本総会当日に出席した株主の議決権数を加算していません。

③ 前日までの事前行使分及び委任状により出席した株主等のうち賛否を確認できたものにより、会社提案議案は可決要件を満たし会社法上適法に決議が成立し、株主提案議案は会社法上否決されることが明らかになったため、委任状により出席した株主等のうち賛否を確認できたものを除く本株主総会出席の株主の賛成、反対、棄権に係る議決権数は加算していません。

④ 前日までの議決権の行使分及び株主総会当日出席した株主が挙手により行使した議決権の状況により可決を確認しています。

上記議決権のうち、当日出席した株主が行使した議決権の数は、総会閉会後に「議決権行使結果確認用紙」を回収する方法により確認したもので、採決時の挙手により行使された議決権の数を表してはいません。

Ⅲ. 総会における動議事例

件数	動議の概要			要
4件	剰余金処分 1議案	定款変更 1議案	役員解任・選任 4議案	その他 1議案

(1) 決議事項の結果の記載状況（主な事例）

① 議案毎に賛成・反対・棄権の数と、決議結果は可否の別とその割合を、可決要件は議案毎に注記方法で記載されていました。

② 議決の結果（賛成割合）は、総会に出席した株主の議決権（前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主）に対する、当日出席の株主のうち、動議による提案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

※本件動議は否決でした。

③ 動議としての修正案は、原案が会社法上適法に可決され、修正案が成立する余地が無くなったため、修正案に関する議決権数は集計していません。

(2) 議決権の一部を加算しなかった理由の記載状況（主な事例）

① 前日までの議決権の行使分により、全議案の結果が明らかになったことから、総会当日出席株主の賛成、反対、棄権に係る議決権の数については、委任状により当日出席された株主及び出席した役員等、当社において確認がとれたもののみを加算し、確

認がとれていない議決権数は加算していません。

- ② 前日までの議決権の行使分及び当日出席の一部株主から各議案の賛否に関して確認ができたものの集計により、決議事項が可決されるための要件を満たし会社法上適法に決議が成立したため、総会当日出席した株主の議決権の数の一部を加算していません。

#### IV. その他参考

前述Ⅱ、Ⅲ以外に、6月1日以降提出された臨時報告書500件を調査したところ、臨時報告書に記載された報告内容を以下のとおり参考事例として掲載します。

なお、当該臨時報告書の全件に係る調査分析の詳細及び課題等は、前述のディスクロージャーニュースの2010年10月号（平成22年10月中旬発行予定）に掲載を予定しています。

##### (1) 議決権状況を記載している事例

法定事項ではありませんが、株主数及び総議決権個数を記載しています。

##### (2) 決議事項の内容を詳細に記載している事例

例えば、第1号議案剰余金処分の件を「第1号議案剰余金処分の件 1株につき6円（総額134百万円）」と記載

第2号議案定款変更の件を「第2号議案定款変更の件 ①変更の理由・・・②変更の内容 前・・・案・・・」と記載

##### (3) 決議事項の結果の記載状況

① 議案毎に賛成・反対・棄権の数と、決議結果は可否の別とその割合を、可決要件は議案毎に注記方法で記載されていました。

② 会社法では、計算方法又は分母の捉え方を具体的に規定していませんが、計算式として比較的にかかった事例は以下の記載でした。

賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

##### (4) 議決権の一部を加算しなかった理由の記載状況

① 株主総会当日出席した株主のうち、賛成、反対、棄権の確認ができていない一部の議決権は加算していない事例

比較的にかかった事例は以下の記載でした。

議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

② 総会当日出席した株主の賛成、反対、棄権の確認を行っていない事例

比較的にかかった事例は以下の記載でした。

議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由  
本総会前日までの事前行使分により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る決議権数は加算しておりません。

③ 「該当事項なし」と記載した事例

④ 「議決権の一部を加算しなかった理由」の表題がない事例

※ 上記③及び④の事例は、報告内容からは議決権のすべてを加算したかは読取れませんでした。

根拠法令

開示府令

(臨時報告書の提出)

第9号の2 提出会社の株主総会において決議事項が決議された場合（当該提出会社が法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券に該当する株券の発行者である場合に限る。）次に掲げる事項

イ 当該株主総会が開催された年月日

ロ 当該決議事項の内容

ハ 当該決議事項（役員を選任又は解任に関する決議事項である場合は、当該選任又は解任の対象とする者ごとの決議事項）に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該議決の結果

ニ ハの議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数（株主の代理人による代理行使に係る議決権の数並びに会社法第311条第2項（書面による議決権の行使）及び第312条第3項（電磁的方法による議決権の行使）の規定により出席した株主の議決権の数に算入する議決権の数を含む。）の一部を加算しなかつた場合には、その理由

開示府令ガイドライン

24の5-30 開示府令第19条第2項第9号の2ハに規定する「当該決議の結果」には、決議事項が可決されたか否か、及びその根拠となる賛成又は反対の意思の表示に係る議決権数の割合を記載することに留意する。